

○瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則

平成28年12月26日規則第45号

瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則

資料 1

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例(平成28年条例第23号。以下「附属機関条例」という。)第3条の規定により、瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会(以下「審査会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 附属機関条例別表に定める審査会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 瑞浪市まちづくり基本条例(平成27年条例第2号)第8条第1項に規定するまちづくり推進組織から申請を受けた夢づくり地域交付金事業(以下「交付金事業」という。)の事前審査及び事後評価に関すること。
- (2) 市民団体から申請を受けた瑞浪市夢づくり市民活動補助金事業(以下「補助金事業」という。)の事前審査及び事後評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付金事業及び補助金事業について必要なこと。

(組織)

第3条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくり活動に関して優れた見識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、市長が召集し、委員長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。

(交付金事業等の審査基準)

第7条 交付金事業及び補助金事業の事前審査における基準については、市長が別に定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。